

イ 変更届の見方

届出事項変更届

令和 4年 6月 20日

近代銀行 御中

| | |
|--|------|
| 〒123 — 4567 おところ 東京都××区〇〇6丁目7番8号 | お届け印 |
| 電話番号 (03) 1122 — 3344 | 春田 |
| おなまえ 春田 洋子 | |

*変更前のおところ、おなまえをお書きください

次のとおり届出事項を変更しますのでお届けします

| 変更事項 | お届け印 (共通印・個別印) | 住所 | 氏名 | 名称 | 代表者 |
|------------------------|------------------------------------|-----------------------------|----|----|-------|
| 変更対象の取引 | 預金種類等 | □座番号等 | | | |
| | 当座預金 | | | | |
| | 普通預金 | 1234560 | | | |
| | 定期預金 | | | | |
| 定期積金 | | | | | |
| 変更後の届出事項 (変更項目のみ記入) | 氏名 名称 代表者 | 佐藤 洋子 | | | 新お届け印 |
| | おところ | 〒123-0027 東京都□□区▽▽1丁目2-3 | | | 佐藤 |
| 変更日 | 令和4年 6月 20日 | | | | |
| 変更事由 | 転居 ・ (改姓) ・ 紛失 ・ 盗難 ・ 摩滅 その他() | | | | |

銀行使用欄

| お客様コード | 捺印 | 照合印 | 係印 |
|---|----|-----|----|
| 本人確認 運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード その他() | | | |

日付は記入日を記載してもらおう。本人に記入してもらおう

変更前の住所・氏名等は、登録と一致しているか確認する

旧印鑑を押捺してもらい印鑑照合を行う

該当箇所をきれいに○で囲んでもらう

情報を照会し、もれなく取引内容を記入してもらおう。お客様の認識と一致しているか、証書等の持参物と一致しているか、確認する

変更のある項目のみ記入してもらおう

変更日は、原則的に届出日に合わせてもらおう

新住所・新姓等は本人確認書類の記載内容と一致しているか、変更後の届出事項の確認が必須。マネロン等対策として厳格に行う

変更事由は詳しくヒアリングする

*書類のサンプルは一例です。金融機関によって形式は異なります。一部記載を省略していることがあります

12 変更届

ア 変更届の受付はどう行う？ 注意点は？



諸届の書類の中でも代表的な「変更届」は、取引開始時に届出された基本事項の変更の際に提出を求めます。具体的には住所・電話番号・氏名・法人の商号・印鑑・代表者等の変更があります。

取引の開始時に届け出された、住所・氏名・印鑑などは、基本情報というだけでなく、支払時の重要な確認要件であるため、届出がおお客様本人の意思に基づくものなのか、正当な権利者による申し出なのかを確認するなどして、十分に注意し慎重に手続きを行います。

事務手続きの手順は、①通帳やキャッシュカード、印鑑などの提示を受けて依頼者と登録内容が一致していることを確認する、②公的機関が発行する免許証等の本人確認書類で本人確認を行う、③変更内容に応じた変更届の記入を依頼し受け付ける、④顧客情報の変更を登録する、⑤変更後の通帳等を返戻する。

個人の住所変更の場合、金融機関によっては営業区域内での住所変更かどうか調べましょう。氏名変更は、改印を伴う場合は合わせて印鑑の登録内容の変更を行います。キャッシュカードの発行口座がある場合は、キャッシュカードに印字されている氏名を変更するため原則として再発行となります。

氏名・名称の変更時には、旧

る——の流れです。受付時には変更事由に矛盾がないかも丁寧にヒアリングを行います。

融資担当にも引き継ぐ

法人の代表者を変更する場合は、法人組織に変化があるときなので注意が必要です。慎重に現状を把握します。変更後の代表者について「取引時確認済み」かどうか、反社会的勢力に該当していないことのチェックも必要です。情報を照会し融資取引があるときは、融資担当にも引き継ぎます。

マネロン等を含めた対応の注意点



- 変更届の受付時には、お客様本人の意思に基づく届出かなど十分に注意し手続きを行う
- 法人の代表者を変更する場合は、法人組織に変化があるときなので注意が必要である

名義で振り込まれるとエラーとなります。給与口座なら勤務先に、法人なら取引先にも名義変更を伝えてもらいましょう。

変更届を提出される場合は、結婚や就職に伴う転居などお客様のライフイベントに該当する場合が多く、取引拡大につながるチャンスでもあります。丁寧にヒアリングを行います。

諸

届の書類の中でも代表的な「変更届」は、取引開始時に届出された基本事項の変更の際に提出を求めます。具体的には住所・電話番号・氏名・法人の商号・印鑑・代表者等の変更があります。